

(宿泊事業者向け)

～新型コロナウイルス感染症に係る支援事業～

水戸市宿泊事業者緊急支援金

1 支援金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊事業者について、事業継続に係る必要経費の一部を支援します。

2 支援金の対象者（すべて該当する必要があります）

- ① 旅館業法に規定する宿泊施設を既に市内で営業していること
- ② 令和2年3月1日時点で、茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、又は水戸観光コンベンション協会の会員であること
- ③ 令和2年3月から7月までの売上で、前年同月比30%以上減少している月があること

3 支援金額

総客室数	支援金額[円]	加算金
200以上	2,000,000	左記に加え、宿泊施設ごとに延べ床面積が5,000㎡以上で、結婚披露宴その他宴会や会議等を行う施設を合計500㎡以上有する場合は、加算金として2,000,000円を給付する。
100以上	1,000,000	
50以上	500,000	
50未満	300,000	

※複数の宿泊施設を有している場合は、合計した客室数になります。

5 申請方法

令和3年1月15日までに、下記の申請書類に添付書類を添えて郵送にて申請してください。

- 申請書類：
 - ① 支援金給付申請書兼請求書
- 添付書類：
 - ① 旅館業法第3条第1項に規定する許可証（写し）
 - ② 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、又は水戸観光コンベンション協会の会員であることが分かる書類
 - ③ 直近の確定申告書（写し）や納税証明書等事業収入を得ていることが分かる書類
 - ④ 令和2年3月から7月までの間の前年同月比30%以上売上減少となった月及び前年同月の売上台帳（写し）
 - ⑤ 延べ床面積が5,000㎡以上で、かつ結婚披露宴その他宴会や会議等を行う施設を合計500㎡以上有することが分かる書類 ※該当する場合のみ
 - ⑥ 支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）

6 申込窓口及び問合せ先

水戸市商工課
〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市役所本庁舎5階
TEL 029-232-9185 FAX 029-232-9232
Mail commerce@city.mito.lg.jp



支援金申請時は裏面のチェックリストをご確認ください！！

～支援金申請チェックリスト～

【対象要件】（すべてチェック）

- 旅館業法に規定する宿泊施設を既に市内で営業していること
- 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、又は水戸観光コンベンション協会の会員であること
- 令和2年3月から7月までの売上で、前年同月比30%以上減少している月があること
- 水戸市暴力団排除条例（平成24年水戸市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと

【申請書類】（該当するものにチェック）

- 支援金給付申請書兼請求書
- 旅館業法第3条第1項に規定する許可証（写し）
- 茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合、又は水戸観光コンベンション協会の会員であることが分かる書類
- 直近の確定申告書（写し）や納税証明書等事業収入を得ていることが分かる書類
- 令和2年3月から7月までの間の前年同月比30%以上売上減少となった月及び前年同月の売上台帳（写し）
- 延べ床面積が5,000㎡以上で、かつ結婚披露宴その他宴会や会議等を行う施設を合計500㎡以上有ることが分かる書類 ※該当する場合のみ
- 支援金の振込口座の通帳の写し（カタカナ名が記載されている部分）